

蘆花記念公園 第一・第二休憩所等の使用方法について

<使用範囲>

蘆花記念公園内の第一・第二休憩場及び野外炊事場（以下、「休憩所等」という。）の使用範囲は、次に掲げるとおりです。

- ①第一・第二休憩場は、本公園を利用する際の休憩所として使用することができます。
- ②野外炊事場は、本公園の利用の中で野外炊事等を必要とする際に使用することができます

＊そのほか、公園管理者（市長）が特に必要と認めた場合は使用できます

<使用の制限>

次に掲げる目的で休憩所等を使用することはできません。

- ①営利を目的とした使用
- ②研修を目的とした使用
- ③集会を目的とした使用
- ④各種教室などの開催を目的とした使用
- ⑤公園使用者以外の不特定多数を集めることを目的とした使用

＊そのほか、公園管理者（市長）が利用に適さないと判断した場合は使用できません

<使用者の範囲>

休憩所等を使用できる者または団体は、次に掲げる範囲とします。

- ①本市及び本市の機関
- ②本市内の公共機関
- ③学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の保育所
- ④市内に在住、在勤または在学する者及び市内の団体で緑政課において事前に登録をした者または団体
- ⑤その他、公園管理者（市長）が特に必要と認める者または団体

<使用の方法>

休憩所等の使用を希望する者または団体は、使用日の属する月の2ヶ月前の1日（申し込み日が土曜日、日曜日または祝日のときは翌日）から使用日の7日前までに逗子市都市公園条例施行規則第2条に規定する公園内行為許可申請書（第1号様式）（以下、「申請書」という。）を緑政課に提出してください。 **電話での仮予約はできません（空き状況の確認はできます）。**

申請が許可された者または団体は、使用日の3日前までに、必ず公園内行為許可書（第2号様式）（以下、「許可書」という。）を受け取りに、緑政課窓口までお越しください。

<許可書の発行>

申請が許可された者は、緑政課の発行する納付書を用いて使用料を納付してください。

使用者の使用料納付を確認した後に許可書を発行します。

なお、使用料は次のいずれかの場合に該当しない限り、還付しません。

- ①天災など、使用者の責に帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- ②使用日の3日前までに使用の取消しを届け出て、正当な理由があると認めたとき。
- *悪天候や、参加者の都合による取り消しについては、使用料は還付しません。

使用者の登録を希望する者または団体は、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録申請書（第1号様式）（以下、「登録申請書」という。）を緑政課に提出してください。

なお、登録申請書には会則、名簿等の必要な書類を1部添付してください。

公園管理者（市長）は、登録申請を認めたとき、申請者に蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録承認決定通知書（第2号様式）を交付し、蘆花記念公園内施設利用（団体・個人）登録名簿（第4号様式）に登載します。

なお、登録の有効期間は、団体登録の申請をおこなった年を含めて、5年後の3月末日までとなります。

*登録後、申請書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出してください。

<登録の抹消等>

公園管理者（市長）は、登録者または団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を休止し、または取り消すことがあります。

- ①虚偽の申請により登録団体等になったことが判明したとき。
- ②著しく使用許可条件に違反して休憩所等を利用したとき。
- ③その他、公園管理者（市長）が著しく不適当と認める行為をしたとき。

<使用者の遵守事項>

使用者は、公園管理者（市長）の指示に従うとともに、次の事項を遵守してください。

- ①休憩所等を、目的以外の利用に供さないこと。
- ②休憩所等の備品や器具等を施設外に持ち出さないこと。
- ③休憩所等の建物及び付帯設備等を損傷または滅失させないこと。
- ④休憩所等の建物及び付帯設備等を許可なく改造し、または造作を加えないこと。
- ⑤休憩所等に許可なく危険物、不衛生な物品または動物を持ち込まないこと。
- ⑥休憩所等で騒音や大声を発し、公園利用者や近隣住民へ迷惑をかける行為をしないこと。
- ⑦休憩所等で喫煙したり、泥酔状態で利用したりしないこと。
- ⑧許可書を他人に譲渡したり、転貸等をしないこと。
- ⑨公園内に車を駐車しないこと。
- ⑩火気等を指定の場所以外で使用しないこと。
- ⑪清掃及びセキュリティシステムや鍵の開閉について、公園管理者の指示に従うこと。
- ⑫そのほか、公園の管理に支障がある行為をしないこと。

使用者が故意または自己の過失により休憩所等の施設や付帯設備等を損傷または滅失させたときは、公園管理者（市長）の指示に従い、その原状回復または損害賠償をするものとします。

*この内容に規定のないものについては、逗子市蘆花記念公園条例の規定を準用（この使用方法は、令和7年7月1日から更新）。